

《所定疾患施設療養費》の公表について

令和3年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎（令和3年度～）

1.上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

2.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

3.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

4.医師が感染症対策に関する研修を受講している。（所定疾患施設療養費Ⅱに限る）

●令和3年度 所定疾患施設療養費算定状況

病名	肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎
年月	件数	件数	件数	件数
R3.4	1			
R3.5	2	1		1
R3.6	3			
R3.7	5	1		
R3.8	1	1		
R3.9	3	2	0	0
R3.10	1			1
R3.11	1	2	2	0
R3.12			1	1
R4.1	0	0	0	2
R4.2		1		
R4.3	3	0	1	0
計	20	8	4	5